

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	平成23年2月14日
【四半期会計期間】	第94期第3四半期（自平成22年10月1日至平成22年12月31日）
【会社名】	サンコール株式会社
【英訳名】	SUNCALL CORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 吉田 茂次
【本店の所在の場所】	京都市右京区梅津西浦町14番地
【電話番号】	075 - 881 - 8111(代表)
【事務連絡者氏名】	常務執行役員 業務・管理部門長 和田 英夫
【最寄りの連絡場所】	京都市右京区梅津西浦町14番地
【電話番号】	075 - 881 - 8111(代表)
【事務連絡者氏名】	常務執行役員 業務・管理部門長 和田 英夫
【縦覧に供する場所】	株式会社大阪証券取引所 (大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

連結経営指標等

回次	第93期 第3四半期連結 累計期間	第94期 第3四半期連結 累計期間	第93期 第3四半期連結 会計期間	第94期 第3四半期連結 会計期間	第93期
会計期間	自平成21年 4月1日 至平成21年 12月31日	自平成22年 4月1日 至平成22年 12月31日	自平成21年 10月1日 至平成21年 12月31日	自平成22年 10月1日 至平成22年 12月31日	自平成21年 4月1日 至平成22年 3月31日
売上高 (百万円)	20,517	25,074	7,950	8,877	28,790
経常利益 (百万円)	1,455	2,089	831	725	2,148
四半期(当期)純利益 (百万円)	808	1,194	497	398	1,195
純資産額 (百万円)	-	-	24,204	24,937	24,810
総資産額 (百万円)	-	-	32,305	33,776	34,267
1株当たり純資産額 (円)	-	-	738.97	784.97	757.55
1株当たり四半期(当期)純利益金額 (円)	24.25	36.99	15.13	12.57	36.05
潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額 (円)	24.13	36.77	15.06	12.49	35.88
自己資本比率 (%)	-	-	74.6	73.5	72.1
営業活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	3,497	1,746	-	-	5,273
投資活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	930	1,969	-	-	1,308
財務活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	654	947	-	-	740
現金及び現金同等物の四半期末(期末)残高 (百万円)	-	-	6,634	6,731	7,964
従業員数 (名)	-	-	1,655	2,210	1,689

(注) 1 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については、記載しておりません。

2【事業の内容】

当第3四半期連結会計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

また、主要な関係会社についても異動はありません。

3【関係会社の状況】

当第3四半期連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

なお、連結子会社であるPT.SUNCALL INDONESIAは、平成22年9月28日開催の取締役会にて解散することを決議しております。

4【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成22年12月31日現在

従業員数（名）	2,210〔827〕
---------	------------

(注) 1 従業員数は、当社グループから当社グループ外への出向者を除き、当社グループ外から当社グループへの出向者を含む就業人員であります。

2 従業員数欄の〔外書〕は、臨時従業員の当第3四半期連結会計期間の平均雇用人員（1日8時間換算）であります。

3 臨時従業員には、季節工、パートタイマー及び嘱託契約の従業員を含み、派遣社員を除いております。

(2) 提出会社の状況

平成22年12月31日現在

従業員数（名）	519
---------	-----

(注) 1 従業員数は、当社から他社への出向者を除き、他社から当社への出向者を含む就業人員であります。

2 従業員数には、執行役員5名を含みます。

第2【事業の状況】

1【生産、受注及び販売の状況】

当社グループの生産、受注及び販売の状況は売上状況に類似しているため、「4 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」における各事業部門別の業績に関連付けて示しております。

主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合

相手先	前第3四半期連結会計期間		当第3四半期連結会計期間	
	販売高(百万円)	割合(%)	販売高(百万円)	割合(%)
SHENZHEN HAILIANG STORAGE PRODUCTS CO.LTD.	1,000	12.6	1,316	14.8

(注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2【事業等のリスク】

当第3四半期連結会計期間において、財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の異常な変動等、または、前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありません。

3【経営上の重要な契約等】

当第3四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

4【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績の分析

当第3四半期連結会計期間におけるわが国経済は、好調なアジア経済に引っ張られて輸出は回復してきましたが、景気対策効果が薄れてきており景気回復のペースは一層鈍化してしまいました。米国では輸出中心に景気は緩やかに回復しましたが、巨額の財政赤字を抱え雇用は依然不安定な状態です。欧州でも財政問題が再燃しユーロ加盟国間での格差が一段と拡大しました。アジアでは旺盛な内需を中心に依然高水準を維持しているものの減速傾向になりました。

このような環境の中で当社グループは、コアである精密塑性加工技術と素材から加工品までの一貫生産メーカーとしての長をを活かしながら、需要に見合った生産体制の構築や原価低減、経費削減などに注力し、部品メーカーとしてお客様の要求品質と供給責任を全うすべく努力してまいりました。

当社グループの売上高は、エコカー補助金終了による反動等により回復のペースが鈍化したことにより88億77百万円（前年同期比11.7%増）となりました。利益面では原価低減活動を継続しておりますが、円高基調が続いています。また連結子会社PT SUNCALL INDONESIAの清算損失1億61百万円を計上したため、営業利益、経常利益、四半期純利益は、それぞれ7億54百万円（前年同期比4.2%減）、7億25百万円（前年同期比12.7%減）、3億98百万円（前年同期比20.0%減）となりました。

製品区分別の売上業績を示すと、次のとおりであります。

[精密機能材料]

エンジン用途の精密異形材料が前年同期より販売を伸ばしましたが、全体的にエコカー補助金終了など経済効果が減速したことにより、9億31百万円（前年同期比5.7%増）となりました。

[精密機能部品]

エンジン系部品は微増でしたが、ミッション系及び安全装置系部品が前年を下回ったことにより、前年同期と同水準の47億16百万円にとどまりました。

[サスペンション]

量産品が立ち上がり、パソコン需要も回復してきたことにより、13億38百万円（前年同期比29.9%増）となりました。

[プリンター関連]

量産開始した軽量タイプのローラーが大幅に売上を伸ばし、その他のローラーも好調であったことにより、12億66百万円（前年同期比60.4%増）となりました。

[デジトロ精密部品]

光通信用品の回復と複写機用途などの精密部品も回復してきたことにより、5億78百万円（前年同期比14.9%増）となりました。

セグメントの業績を示すと、次のとおりであります。

[日本]

当社は自動車関連の機能材料及び機能部品は景気対策を受けて好調に推移してきましたが、エコカー補助金終了の反動により、そのテンポは緩やかになってしまいました。HDD用サスペンションは回復基調になりましたが、円高の影響もあり利益面では苦戦を強いられました。国内子会社につきましても回復のテンポが緩やかになりました。結果として売上高は70億13百万円、セグメント利益は7億16百万円となりました。

[米国]

米国子会社の光通信用品については市場の回復を背景に拡販活動を続けており売上を伸ばしました。自動車関連精密部品は黒字基調に回復してきました。結果として売上高は5億29百万円、セグメント利益は1百万円となりました。

[アジア]

香港子会社で量産開始したプリンター用軽量ローラーの販売が大きく伸びました。ベトナム及びタイの子会社でもプリンター関連部品は好調を維持しました。自動車関連精密部品はタイ子会社では好調でしたが、中国子会社では売上は前年同期に比べ上回りましたが、人件費上昇などのコスト増をカバーするには至りませんでした。結果として、売上高は20億8百万円、セグメント利益は1億58百万円となりました。

(2) 財政状態の分析

[資産]

総資産は、337億76百万円（前連結会計年度末比4億91百万円減）となりました。これは、受取手形及び売掛金が6億40百万円増加したものの、自己株式の取得による支出や配当金の支払等により現金及び預金が11億82百万円減少したこと等によるものです。

[負債]

負債は、88億38百万円（前連結会計年度末比6億18百万円減）となりました。これは、主に未払法人税等が4億36百万円減少したことによるものです。

[純資産]

純資産は、249億37百万円（前連結会計年度末比1億27百万円増）となりました。これは自己株式（控除科目）が買付け等により3億72百万円増加した一方で、利益剰余金が5億80百万円増加したこと等によるものです。

(3) キャッシュ・フローの状況

現金及び現金同等物は、67億31百万円（前年同期間比96百万円増）となりました。

[営業活動によるキャッシュ・フロー]

営業活動によるキャッシュ・フローは、1億41百万円の収入（前年同期間比10億96百万円減）となりました。これは税金等調整前四半期純利益（5億55百万円）や減価償却費（6億71百万円）等の増加要因に対し、売上債権の増加（8億52百万円）や法人税等の支払額（4億3百万円）等の減少要因があったことによるものであります。

[投資活動によるキャッシュ・フロー]

投資活動によるキャッシュ・フローは、7億68百万円の支出（前年同期間は2億73百万円の支出）となりました。これは、主に固定資産の取得による支出（7億22百万円）があったことによります。

[財務活動によるキャッシュ・フロー]

財務活動によるキャッシュ・フローは、1億86百万円の支出（前年同期間は3億90百万円の支出）となりました。これは、主に短期借入金の純増額が1億46百万円あった一方で、配当金の支払（1億83百万円）と自己株式の取得による支出（97百万円）があったことによるものであります。

(4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第3四半期連結会計期間において、当社グループの事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等（会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項）は、次のとおりであります。

当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社取締役会は、公開会社として当社株式の自由な売買を認める以上、特定の者の大量の株式買付行為に応じて当社株式の売買を行うかどうかは、最終的には当該株式を保有する株主の皆様のご判断に委ねられるべきものであると考えます。

しかしながら、近時、わが国の資本市場においては、対象会社の経営陣の賛同を得ずに、一方的に大規模買付提案を強行する動きが顕在化しております。こうした大規模買付提案の中には、その目的等からみて企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が大規模買付提案の内容等について検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの等、対象会社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

又、当社グループの企業価値を将来にわたって向上させるためには、中長期的な視点での企業経営が必要不可欠であり、そのためには、お客様、お取引先、従業員、地域社会などとの良好な関係の維持はもとより、1943年の創業以来、当社が築き上げてきた様々な専門的・技術的なノウハウの活用など、当社グループの深い理解による事業の運営が必須です。

したがって、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方といたしましては、当社の企業理念、企業価値のさまざまな源泉及び当社を支えていただいているステークホルダーとの信頼関係を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を中長期的に確保、向上させるものでなければならないと考えております。したがって、企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれのある不適切な大規模買付提案又はこれに類似する行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として適当でないと考えております。

基本方針の実現に資する取組み

<経営の基本方針及び具体的な取組み>

当社は「技術集約型精密製品の創造を通じて、お客様の問題解決を図り社会に貢献する」ことを経営の基本理念としております。当社及び当社グループは、かかる経営の基本理念の下、上記の基本方針を実現するために、これまで、以下のような取組みを行ってまいりました。

(イ) 顧客満足度の向上

グローバルな視点での競争激化が進む中、当社が持つ精密塑性加工技術と素材から加工品までの一貫メーカーとしての特長を生かし、お客様のニーズを先取りする営業活動と品質改善活動を行っています。

(ロ) 環境保全への取組み

地球環境の保全問題は地球社会の一員として益々重要な課題になっており、当社としては公徳優先、人間尊重の経営理念のもと、貴重な資源を大切に、地球環境に貢献、地域と調和した企業活動を推進しております。

(ハ) 開発体制の強化

次の成長を支える新規事業・新製品開発体制を、取引先や株主を中心に多方面なアライアンスを含め強化しています。

(ニ) グローバル生産拡大に対応する人材育成強化

急激なグローバル展開に対応する人材育成と物作りを支える後継者づくりのため、適正な教育プログラム実施と必要な人材の確保を重要な課題として取り組んでいます。

(ホ) コーポレートガバナンスの強化

内部統制機能の充実により、コーポレートガバナンスの強化を図っております。

当社は、これらの取組みは、基本方針の実現に資するものと考えております。当社及び当社グループは、企業価値の中長期安定的な向上のため、以上の施策に全力を傾けて取り組んでまいります。

基本方針に照らして不適切な者によって当社の財産及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社取締役会は、当社株式等の大量買付行為を行おうとする者が遵守すべきルールを明確にし、株主の皆様が適切な判断をするために必要かつ十分な情報及び時間、並びに大量買付行為を行おうとする者との交渉の機会を確保するために、本プランを導入することといたしました。

本プランは、当社株式等の大量買付を行おうとする者が遵守すべきルールを策定するとともに、一定の場合には当社が対抗措置をとることによって大量買付行為を行おうとする者に損害が発生する可能性があることを明らかにし、これらを適切に開示することにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資さない当社株式の大量買付行為を行おうとする者に対して、警告を行うものです。

買付等を行う者または提案する者（以下「買付者等」といいます。）が当社が発行者である株式等について、保有者の株式等保有割合が20%以上となる買付けまたは当社が発行者である株式等について、公開買付けに係る株式等の株式等所有割合及びその特別関係者の株式等所有割合の合計が20%以上となる公開買付けのいずれかにあたる買付を行った場合は、新株予約権の無償割当て、その他当社取締役会が適切と認めた対抗措置（以下「本新株予約権の無償割当て等」といいます。）を行うか否かを検討いたします。

買付者等は、当社取締役会が別段の定めをした場合を除き買付等の実行に先立ち、当社取締役会に対して、買付者の買付内容の検討に必要な情報（以下「本必要情報」といいます。）及び当該買付者等が買付等に際して本プランに定める手続を遵守する旨の誓約文言等を記載した書面（以下「買付説明書」と総称します。）を当社の定める書式により提出していただきます。

当社取締役会は、当該買付説明書の記載内容が本必要情報として不十分であると判断した場合には、買付者等に対し、追加的に情報を提供するように求めることがあります。この場合、買付者等においては、かかる情報を追加的に提供していただきます。

当社取締役会は、買付者等から提供された情報・資料等に基づき、また、必要に応じて外部専門家等（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家）の助言を得ながら、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上の観点から、買付者等による買付等の内容の検討を行い、当社取締役会による代替案の検討及び買付者等と当社取締役会の事業計画等に関する情報収集・比較検討等を行います。

さらに、買付者等から買付等に係る提案がなされた事実とその概要、本必要情報の概要その他の状況及び当社取締役会としての意見を速やかに情報開示します。

当社は、対抗措置の発動の賛否に関する株主意思の確認手続として、株主意思確認総会における株主投票、又は書面投票のいずれかを選択できるものとします。株主意思確認総会は、定時株主総会又は臨時株主総会と併せて開催される場合もあります。但し、大量買付ルールが遵守され、かつ、当社取締役会が当該買収提案が当社の企業価値ひいては株主共同の利益の最大化に資すると判断した場合、又は、大量買付ルールが遵守されている場合であっても、当該買付等が当社企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に反すると判断される場合には、株主意思の確認手続は行われません。

具体的な取組みに対する当社取締役会の判断及びその理由

当社取締役会は、上記 に記載の取組みが、当社の企業理念に根ざした企業価値向上策として、また、上記 に記載の取組みが下記に記載するような合理性を有する買収防衛策として、いずれも上記 に記載の基本方針に沿うものであり、当社の株主の共同の利益を損なうものではなく、かつ当社役員の地位の維持を目的とするものではないと判断しております。

・買収防衛策に関する指針の要件を全て充足していること

本プランは、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）を全て充足しています。

・株主共同利益の確保・向上の目的をもって導入されていること

本プランは、当社株式に対する買付等が行われた際に、当該買付等に応じるべきか否かを株主の皆様が判断するために必要な情報や時間、あるいは当社取締役会による代替案の提示を受ける機会を確保すること等を可能にするものであり、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって導入されるものです。

・株主意思を重視するものであること

本プランは、平成20年6月23日開催の当社第91期定時株主総会において承認の決議を得て導入されたもので、その有効期間は平成23年6月開催予定の定時株主総会終結の時までです。また、本プランの有効期間の満了前であっても、株主総会において、本プランの変更又は廃止の決議がなされた場合には、当該決議に従い変更又は廃止されることとなります。

さらに、大量買付ルールに従った買付等が行われた場合には、対抗措置の発動の賛否に関する株主意思を確認し、本プランに基づいた対抗措置の実施について、株主の皆様にご判断いただくこととなっております。

・合理的な客観的発動要件の設定

本プランは、予め定められた合理的客観的発動要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しています。

・第三者専門家の意見の取得

買付者等が出現した場合、独立した第三者の助言を得ることができることにより、当社取締役会による判断の公正さ・客観性がより強く担保された仕組みとなっております。

・デッドハンド型若しくはスローハンド型買収防衛策ではないこと

本プランは、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により廃止することができることから、当社の株式等を大量に買い付けた者が、当社株主総会で取締役を指名し、かかる取締役で構成される取締役会により、本プランを廃止することが可能です。したがって、本プランは、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交代させてもなお発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。

また、当社は期差任期制を採用していないため、本プランはスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成の交代を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

(5) 研究開発活動

当第3四半期連結会計期間における当社グループ全体の研究開発費の総額は、1億73百万円であります。

なお、当第3四半期連結会計期間において、当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

第3【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第3四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第3四半期連結会計期間において、前四半期連結会計期間末に計画中であった重要な設備の新設、除却等について、重要な変更並びに重要な設備計画の完了はありません。

また、当第3四半期連結会計期間において、新たに確定した重要な設備の新設、除却等の計画はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	70,000,000
計	70,000,000

【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間末現在発行数(株) (平成22年12月31日)	提出日現在発行数(株) (平成23年2月14日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	34,057,923	34,057,923	大阪証券取引所 (市場第一部)	単元株式数は1,000株であります。
計	34,057,923	34,057,923	-	-

(注) 「提出日現在発行数」欄には、平成23年2月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2)【新株予約権等の状況】

会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。
平成22年7月14日取締役会決議

	第3四半期会計期間末現在 (平成22年12月31日)
新株予約権の数(個)	60(注)
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	60,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1,000
新株予約権の行使期間	平成22年7月31日～平成32年7月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1 資本組入額 1
新株予約権の行使の条件	新株予約権者は、当社の取締役、監査役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から新株予約権を行使することができる。 その他の条件は、当社と新株予約権の割り当てを受けた者との間で締結した「新株予約権(株式報酬型ストックオプション)割当契約書」で定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の決議による承認を要する。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(注) 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1,000株であります。

ただし、当社が当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。)又は株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

又、上記のほか、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

平成21年 7月30日取締役会決議

	第3四半期会計期間末現在 (平成22年12月31日)
新株予約権の数(個)	60(注)
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	60,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1,000
新株予約権の行使期間	平成21年8月18日～平成31年8月17日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1 資本組入額 1
新株予約権の行使の条件	新株予約権者は、当社の取締役、監査役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から新株予約権を行使することができる。 その他の条件は、当社と新株予約権の割り当てを受けた者との間で締結した「新株予約権(株式報酬型ストックオプション)割当契約書」で定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の決議による承認を要する。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(注) 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1,000株であります。

ただし、当社が当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。)又は株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

又、上記のほか、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

平成20年 7月14日取締役会決議

	第3四半期会計期間末現在 (平成22年12月31日)
新株予約権の数(個)	66(注)
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	66,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1,000
新株予約権の行使期間	平成20年7月31日～平成30年7月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1 資本組入額 1
新株予約権の行使の条件	新株予約権者は、当社の取締役、監査役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から新株予約権を行使することができる。 その他の条件は、当社と新株予約権の割り当てを受けた者との間で締結した「新株予約権(株式報酬型ストックオプション)割当契約書」で定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の決議による承認を要する。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(注) 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1,000株であります。

ただし、当社が当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。)又は株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

又、上記のほか、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

平成19年6月22日定時株主総会決議

	第3四半期会計期間末現在 (平成22年12月31日)
新株予約権の数(個)	35(注)
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	35,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1,000
新株予約権の行使期間	平成19年7月31日～平成29年7月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1 資本組入額 1
新株予約権の行使の条件	新株予約権者は、当社の取締役、監査役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から新株予約権を行使することができる。 その他の条件は、当社と新株予約権の割り当てを受けた者との間で締結した「新株予約権(株式報酬型ストックオプション)割当契約書」で定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の決議による承認を要する。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(注) 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1,000株であります。

ただし、当社が当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。)又は株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

又、上記のほか、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

平成18年6月23日定時株主総会決議

	第3四半期会計期間末現在 (平成22年12月31日)
新株予約権の数(個)	60(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	60,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	733,000(注)2
新株予約権の行使期間	平成20年8月2日～平成24年8月1日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 733 資本組入額 367
新株予約権の行使の条件	新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、かかる新株予約権を行使することができないものとする。 その他の条件は、当社と新株予約権の割当を受けたものとの間で締結した「新株予約権割当契約書」で定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(注)1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1,000株であります。

ただし、当社が当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。)又は株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

又、上記のほか、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

2 新株予約権発行後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

又、時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行(処分)株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行(処分)株式数}}$$

平成18年6月23日定時株主総会決議

	第3四半期会計期間末現在 (平成22年12月31日)
新株予約権の数(個)	194(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	194,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	770,000(注)2
新株予約権の行使期間	平成20年8月2日～平成24年8月1日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 770 資本組入額 385
新株予約権の行使の条件	新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、かかる新株予約権を行使することができないものとする。 その他の条件は、当社と新株予約権の割当を受けたものとの間で締結した「新株予約権割当契約書」で定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(注)1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1,000株であります。

ただし、当社が当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。)又は株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

又、上記のほか、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

2 新株予約権発行後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・合併の比率}}$$

又、時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行(処分)株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行(処分)株式数}}$$

旧商法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。
平成17年6月24日定時株主総会決議

	第3四半期会計期間末現在 (平成22年12月31日)
新株予約権の数(個)	251(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	251,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	646,000(注)2
新株予約権の行使期間	平成19年7月1日～平成23年6月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 646 資本組入額 323
新株予約権の行使の条件	新株予約権の一部行使はできないこととする。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは当社取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(注)1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1,000株であります。

2 新株予約権発行日以降、当社が当社普通株式の分割又は併合を行う場合には、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・合併の比率}}$$

又、時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行(処分)株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行(処分)株式数}}$$

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成22年10月1日～ 平成22年12月31日	-	34,057,923	-	4,808	-	2,721

(6)【大株主の状況】

大量保有報告書の写しの送付がなく、当第3四半期会計期間において、大株主の異動は把握しておりません。

(7)【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（平成22年9月30日）に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

平成22年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 2,177,000	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 31,540,000	31,540	-
単元未満株式	普通株式 340,923	-	-
発行済株式総数	34,057,923	-	-
総株主の議決権	-	31,540	-

【自己株式等】

平成22年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式総数 に対する所有 株式数の割合 (%)
(自己保有株式) サンコール株式会社	京都府京都市右京区梅津 西浦町14番地	2,177,000	-	2,177,000	6.39
計	-	2,177,000	-	2,177,000	6.39

2【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成22年 4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
最高(円)	460	452	386	390	391	394	375	360	399
最低(円)	402	321	331	337	337	340	338	328	354

(注) 株価は、大阪証券取引所市場第一部におけるものであります。

3【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期報告書提出日までの役員の異動はありません。

第5【経理の状況】

1 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号、以下「四半期連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、前第3四半期連結会計期間（平成21年10月1日から平成21年12月31日まで）及び前第3四半期連結累計期間（平成21年4月1日から平成21年12月31日まで）は、改正前の四半期連結財務諸表規則に基づき、当第3四半期連結会計期間（平成22年10月1日から平成22年12月31日まで）及び当第3四半期連結累計期間（平成22年4月1日から平成22年12月31日まで）は、改正後の四半期連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前第3四半期連結会計期間（平成21年10月1日から平成21年12月31日まで）及び前第3四半期連結累計期間（平成21年4月1日から平成21年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表並びに当第3四半期連結会計期間（平成22年10月1日から平成22年12月31日まで）及び当第3四半期連結累計期間（平成22年4月1日から平成22年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表について、有限責任監査法人トーマツにより四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】
(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	当第3四半期連結会計期間末 (平成22年12月31日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成22年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	6,884	8,066
受取手形及び売掛金	7,832	7,192
商品及び製品	1,166	1,021
仕掛品	1,177	1,219
原材料及び貯蔵品	1,120	917
その他	526	444
貸倒引当金	1	1
流動資産合計	18,705	18,860
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物(純額)	1 3,450	1 3,625
機械装置及び運搬具(純額)	1 5,249	1 5,221
その他(純額)	1 2,629	1 2,645
有形固定資産合計	11,329	11,492
無形固定資産	182	173
投資その他の資産		
投資有価証券	3,181	3,285
その他	378	455
貸倒引当金	0	-
投資その他の資産合計	3,558	3,740
固定資産合計	15,070	15,407
資産合計	33,776	34,267
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	4,573	4,461
短期借入金	522	411
未払法人税等	267	703
役員賞与引当金	17	-
賞与引当金	199	361
その他	2,288	2,377
流動負債合計	7,868	8,314
固定負債		
長期借入金	35	88
退職給付引当金	520	451
その他	413	602
固定負債合計	969	1,142
負債合計	8,838	9,457

(単位：百万円)

	当第3四半期連結会計期間末 (平成22年12月31日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成22年3月31日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	4,808	4,808
資本剰余金	2,742	2,742
利益剰余金	17,456	16,876
自己株式	932	560
株主資本合計	24,075	23,867
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	1,295	1,358
繰延ヘッジ損益	0	-
為替換算調整勘定	552	514
評価・換算差額等合計	744	843
新株予約権	117	98
純資産合計	24,937	24,810
負債純資産合計	33,776	34,267

(2)【四半期連結損益計算書】
 【第3四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)
売上高	20,517	25,074
売上原価	16,661	20,131
売上総利益	3,856	4,942
販売費及び一般管理費		
運送費及び保管費	434	523
報酬及び給料手当	642	674
役員賞与引当金繰入額	16	17
賞与引当金繰入額	38	34
退職給付費用	73	77
貸倒引当金繰入額	4	-
その他	1,231	1,328
販売費及び一般管理費合計	2,440	2,656
営業利益	1,416	2,286
営業外収益		
受取配当金	42	51
物品売却益	36	57
その他	63	33
営業外収益合計	142	142
営業外費用		
為替差損	76	319
その他	27	19
営業外費用合計	103	339
経常利益	1,455	2,089
特別利益		
固定資産売却益	0	3
有価証券売却益	15	-
特別利益合計	16	3
特別損失		
固定資産廃棄損	14	16
関係会社清算損	-	161
退職給付費用	-	43
その他	2	0
特別損失合計	16	222
税金等調整前四半期純利益	1,454	1,870
法人税、住民税及び事業税	437	663
法人税等調整額	209	12
法人税等合計	646	675
少数株主損益調整前四半期純利益	-	1,194
四半期純利益	808	1,194

【第3四半期連結会計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結会計期間 (自平成21年10月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結会計期間 (自平成22年10月1日 至平成22年12月31日)
売上高	7,950	8,877
売上原価	6,315	7,260
売上総利益	1,635	1,617
販売費及び一般管理費		
運送費及び保管費	168	182
報酬及び給料手当	212	216
役員賞与引当金繰入額	8	5
賞与引当金繰入額	33	34
退職給付費用	24	25
その他	400	396
販売費及び一般管理費合計	847	862
営業利益	787	754
営業外収益		
受取配当金	20	25
物品売却益	17	18
その他	14	10
営業外収益合計	52	54
営業外費用		
為替差損	-	75
支払利息	6	5
その他	2	2
営業外費用合計	8	83
経常利益	831	725
特別利益		
固定資産売却益	0	0
特別利益合計	0	0
特別損失		
固定資産廃棄損	6	9
固定資産売却損	1	0
関係会社清算損	-	161
特別損失合計	8	171
税金等調整前四半期純利益	822	555
法人税、住民税及び事業税	294	147
法人税等調整額	30	9
法人税等合計	325	156
少数株主損益調整前四半期純利益	-	398
四半期純利益	497	398

(3)【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前四半期純利益	1,454	1,870
減価償却費	1,785	1,819
引当金の増減額（は減少）	49	72
受取利息及び受取配当金	49	60
支払利息	19	15
固定資産売却損益（は益）	1	3
固定資産廃棄損	14	16
売上債権の増減額（は増加）	2,143	769
たな卸資産の増減額（は増加）	580	375
仕入債務の増減額（は減少）	1,306	212
その他	468	94
小計	3,388	2,748
利息及び配当金の受取額	49	61
利息の支払額	19	14
法人税等の支払額	203	1,079
法人税等の還付額	282	30
営業活動によるキャッシュ・フロー	3,497	1,746
投資活動によるキャッシュ・フロー		
固定資産の取得による支出	886	1,932
固定資産の売却による収入	3	5
投資有価証券の売却による収入	40	-
貸付金の回収による収入	15	8
定期預金の預入による支出	102	152
定期預金の払戻による収入	2	102
その他	3	0
投資活動によるキャッシュ・フロー	930	1,969
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額（は減少）	41	146
長期借入金の返済による支出	52	53
リース債務の返済による支出	74	93
配当金の支払額	217	574
自己株式の取得による支出	352	372
自己株式の処分による収入	0	0
財務活動によるキャッシュ・フロー	654	947
現金及び現金同等物に係る換算差額	8	61
現金及び現金同等物の増減額（は減少）	1,904	1,232
現金及び現金同等物の期首残高	4,730	7,964
現金及び現金同等物の四半期末残高	6,634	6,731

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

当第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日至平成22年12月31日)
会計処理基準に関する事項の変更 資産除去債務に関する会計基準の適用 第1四半期連結会計期間より、「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号平成20年3月31日)を適用しております。 これによる損益に与える影響はありません。

【表示方法の変更】

当第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日至平成22年12月31日)
(四半期連結損益計算書) 「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号平成20年12月26日)に基づく「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」(平成21年3月24日内閣府令第5号)の適用により、当第3四半期連結累計期間では、「少数株主損益調整前四半期純利益」の科目で表示しております。

当第3四半期連結会計期間 (自平成22年10月1日至平成22年12月31日)
(四半期連結損益計算書) 「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号平成20年12月26日)に基づく「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」(平成21年3月24日内閣府令第5号)の適用により、当第3四半期連結会計期間では、「少数株主損益調整前四半期純利益」の科目で表示しております。

【簡便な会計処理】

当第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日至平成22年12月31日)
(固定資産の減価償却費の算定方法) 定率法を採用している資産については、連結会計年度に係る減価償却費の額を期間按分して算定する方法によっております。

【追加情報】

当第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日至平成22年12月31日)
(退職給付債務の算定方法の変更) 当社が前連結会計年度に吸収合併した子会社から引き継いだ従業員の退職給付制度を平成22年4月1日付けで当社の退職給付制度に統合したことに伴い、旧子会社従業員の退職給付債務の算定方法を簡便法から原則法に変更しております。 この変更による退職給付債務の差額43百万円について、「退職給付費用」として特別損失に計上しております。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

当第3四半期連結会計期間末 (平成22年12月31日)	前連結会計年度末 (平成22年3月31日)
1 有形固定資産の減価償却累計額 27,335百万円	1 有形固定資産の減価償却累計額 26,202百万円

(四半期連結損益計算書関係)

前第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)
	1 連結子会社であるPT SUNCALL INDONESIAの清算に伴う 損失見込額であります。

前第3四半期連結会計期間 (自平成21年10月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結会計期間 (自平成22年10月1日 至平成22年12月31日)
	1 連結子会社であるPT SUNCALL INDONESIAの清算に伴う 損失見込額であります。

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日至平成21年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日至平成22年12月31日)
1 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係	1 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係
現金及び預金 6,737 百万円	現金及び預金 6,884 百万円
預入期間が3ヶ月超の定期預金 102 "	預入期間が3ヶ月超の定期預金 152 "
現金及び現金同等物 6,634 百万円	現金及び現金同等物 6,731 百万円

(株主資本等関係)

当第3四半期連結会計期間末(平成22年12月31日)及び当第3四半期連結累計期間(自平成22年4月1日至平成22年12月31日)

1. 発行済株式及び自己株式に関する事項

株式の種類	当第3四半期連結会計期間末
発行済株式 普通株式(千株)	34,057
自己株式 普通株式(千株)	2,439

2. 新株予約権等に関する事項

会社名	内訳	当第3四半期連結会計期間末残高 (百万円)
提出会社	ストック・オプションとしての新株予約権	117
合計		117

3. 配当に関する事項

配当金支払額

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成22年6月24日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	391	12.0	平成22年3月31日	平成22年6月25日
平成22年10月29日 取締役会	普通株式	利益剰余金	223	7.0	平成22年9月30日	平成22年12月10日

(セグメント情報等)

【事業の種類別セグメント情報】

前第3四半期連結会計期間(自平成21年10月1日至平成21年12月31日)及び前第3四半期連結累計期間(自平成21年4月1日至平成21年12月31日)

当社の事業の種類は、「精密加工金属製品・関連品」の製造販売事業及び「その他製品」の取扱事業に二区分しております。

全セグメントの売上高合計、営業利益の合計額に占める「精密加工金属製品・関連品」の製造販売事業の割合が、いずれも90%を超えているため、事業の種類別セグメント情報の記載を省略しております。

【所在地別セグメント情報】

前第3四半期連結会計期間(自平成21年10月1日至平成21年12月31日)

	日本 (百万円)	北アメリカ (百万円)	アジア (百万円)	計 (百万円)	消去又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高						
(1) 外部顧客に対する売上高	6,223	508	1,219	7,950	-	7,950
(2) セグメント間の内部売上高又は振替高	521	0	139	662	(662)	-
計	6,744	509	1,358	8,612	(662)	7,950
営業利益又は営業損失()	857	6	70	921	(133)	787

前第3四半期連結累計期間(自平成21年4月1日至平成21年12月31日)

	日本 (百万円)	北アメリカ (百万円)	アジア (百万円)	計 (百万円)	消去又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高						
(1) 外部顧客に対する売上高	16,335	1,191	2,991	20,517	-	20,517
(2) セグメント間の内部売上高又は振替高	1,322	0	344	1,668	(1,668)	-
計	17,658	1,192	3,335	22,185	(1,668)	20,517
営業利益又は営業損失()	1,949	118	61	1,769	(353)	1,416

(注) 1 国又は地域の区分は、地理的近接度によっております。

2 本邦以外の区分に属する主な国又は地域

(1) 北アメリカ.....アメリカ合衆国

(2) アジア.....中国、タイ、ベトナム、インドネシア

【海外売上高】

前第3四半期連結会計期間（自平成21年10月1日至平成21年12月31日）

	北アメリカ	ヨーロッパ	アジア	その他の地域	計
海外売上高（百万円）	619	281	2,355	34	3,290
連結売上高（百万円）					7,950
連結売上高に占める海外売上高の割合（%）	7.8	3.5	29.6	0.4	41.4

前第3四半期連結累計期間（自平成21年4月1日至平成21年12月31日）

	北アメリカ	ヨーロッパ	アジア	その他の地域	計
海外売上高（百万円）	1,430	765	6,092	99	8,388
連結売上高（百万円）					20,517
連結売上高に占める海外売上高の割合（%）	7.0	3.7	29.7	0.5	40.9

（注）1 国又は地域の区分は、地理的近接度によっております。

2 本邦以外の区分に属する主な国又は地域

- (1) 北アメリカ.....アメリカ合衆国、カナダ、メキシコ
- (2) ヨーロッパ.....ドイツ、スウェーデン、イタリア
- (3) アジア.....韓国、中国、タイ、ベトナム、インドネシア
- (4) その他の地域.....オーストラリア、南米

3 海外売上高は、当社及び連結子会社の本邦以外の国又は地域における売上高であります。

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

当第3四半期連結累計期間（自平成22年4月1日至平成22年12月31日）及び当第3四半期連結会計期間（自平成22年10月1日至平成22年12月31日）

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象としております。

当社は、主に「精密加工金属製品・関連品」を生産・販売しており、国内においては当社及び子会社2社が、海外においては米国及びアジア（主に中国、ベトナム、タイ）の各地域を現地法人がそれぞれ担当しております。

現地法人はそれぞれ独立した経営単位であり、取り扱う製品については各地域の包括的な戦略を立案し、事業活動を展開しております。

したがって、当社は、生産・販売体制を基礎とした地域別のセグメントから構成されており、「日本」、「米国」及び「アジア」の3つを報告セグメントとしております。

各報告セグメントでは、「精密加工金属製品・関連品」のほかに、「その他製品」を生産・販売しております。

2. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

当第3四半期連結累計期間(自平成22年4月1日至平成22年12月31日)

(単位:百万円)

	日本	米国	アジア	合計	調整額 (注)1	四半期連結損益 計算書計上額 (注)2
売上高						
外部顧客への売上高	18,752	1,697	4,624	25,074	-	25,074
セグメント間の内部売上高 又は振替高	1,614	1	546	2,162	2,162	-
計	20,366	1,698	5,170	27,236	2,162	25,074
セグメント利益又は損失()	2,357	13	357	2,701	415	2,286

(注)1 セグメント利益の調整額 415百万円には、セグメント間取引消去19百万円、各報告セグメントに配分していない全社費用 434百万円が含まれております。全社費用の主なものは、当社の業務管理部門等にかかる費用であります。

2 セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

当第3四半期連結会計期間(自平成22年10月1日至平成22年12月31日)

(単位:百万円)

	日本	米国	アジア	合計	調整額 (注)1	四半期連結損益 計算書計上額 (注)2
売上高						
外部顧客への売上高	6,505	529	1,842	8,877	-	8,877
セグメント間の内部売上高 又は振替高	507	0	165	673	673	-
計	7,013	529	2,008	9,551	673	8,877
セグメント利益	716	1	158	876	121	754

(注)1 セグメント利益の調整額 121百万円には、セグメント間取引消去17百万円、各報告セグメントに配分していない全社費用 138百万円が含まれております。全社費用の主なものは、当社の業務管理部門等にかかる費用であります。

2 セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

(追加情報)

第1四半期連結会計期間より、「セグメント情報等の開示に関する会計基準」(企業会計基準第17号 平成21年3月27日)及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第20号 平成20年3月21日)を適用しております。

(1 株当たり情報)

1 . 1 株当たり純資産額

当第 3 四半期連結会計期間末 (平成22年12月31日)	前連結会計年度末 (平成22年 3月31日)
784.97円	757.55円

2 . 1 株当たり四半期純利益及び潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益

第 3 四半期連結累計期間

前第 3 四半期連結累計期間 (自平成21年 4月 1日 至平成21年12月31日)		当第 3 四半期連結累計期間 (自平成22年 4月 1日 至平成22年12月31日)	
1 株当たり四半期純利益	24.25円	1 株当たり四半期純利益	36.99円
潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益	24.13円	潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益	36.77円

(注) 1 株当たり四半期純利益及び潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益の算定上の基礎

項目	前第 3 四半期連結累計期間 (自平成21年 4月 1日 至平成21年12月31日)	当第 3 四半期連結累計期間 (自平成22年 4月 1日 至平成22年12月31日)
1 株当たり四半期純利益金額		
四半期純利益 (百万円)	808	1,194
普通株主に帰属しない金額 (百万円)	-	-
普通株式に係る四半期純利益 (百万円)	808	1,194
期中平均株式数 (千株)	33,327	32,300
潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益金額		
四半期純利益調整額 (百万円)	-	-
普通株式増加数 (千株)	160	193
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	-	-

第3四半期連結会計期間

前第3四半期連結会計期間 (自平成21年10月1日至平成21年12月31日)		当第3四半期連結会計期間 (自平成22年10月1日至平成22年12月31日)	
1株当たり四半期純利益	15.13円	1株当たり四半期純利益	12.57円
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益	15.06円	潜在株式調整後1株当たり四半期純利益	12.49円

(注) 1株当たり四半期純利益及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定上の基礎

項目	前第3四半期連結会計期間 (自平成21年10月1日至平成21年12月31日)	当第3四半期連結会計期間 (自平成22年10月1日至平成22年12月31日)
1株当たり四半期純利益金額		
四半期純利益(百万円)	497	398
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式に係る四半期純利益(百万円)	497	398
期中平均株式数(千株)	32,891	31,673
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額		
四半期純利益調整額(百万円)	-	-
普通株式増加数(千株)	160	220
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	-	-

2【その他】

第94期(平成22年4月1日から平成23年3月31日まで)中間配当については、平成22年10月29日開催の取締役会において、平成22年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主に対し、次のとおり中間配当を行うことを決議いたしました。

1 配当金の総額	:	223百万円
2 1株当たりの金額	:	7円
3 支払請求権の効力発生日及び支払開始日	:	平成22年12月10日

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成22年2月10日

サンコール株式会社
取締役会御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 西村 猛 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 石井 尚志 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているサンコール株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（平成21年10月1日から平成21年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成21年4月1日から平成21年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、サンコール株式会社及び連結子会社の平成21年12月31日現在の財政状態、同日をもって終了する第3四半期連結会計期間及び第3四半期連結累計期間の経営成績並びに第3四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注)1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成23年2月10日

サンコール株式会社
取締役会御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 西村 猛 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 石井 尚志 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているサンコール株式会社の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（平成22年10月1日から平成22年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成22年4月1日から平成22年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、サンコール株式会社及び連結子会社の平成22年12月31日現在の財政状態、同日をもって終了する第3四半期連結会計期間及び第3四半期連結累計期間の経営成績並びに第3四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。